

平成十四年六月十八日受領
答弁第七二二号

内閣衆質一五四第七二号

平成十四年六月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出動物愛護の促進を図り、行政が引き取る犬やねこの殺処分を減らすための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出動物愛護の促進を図り、行政が引き取る犬やねこの殺処分を減らすための
施策に関する質問に対する答弁書

一について

都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「都道府県等」という。）に対し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）第十八条第一項又は第二項に基づき引き取った犬及び猫について、お尋ねの施策の実施状況を照会した結果は、別表一のとおりである。また、都道府県等が平成十三年度に引き取った犬及び猫の頭数並びに飼養希望者に譲渡した犬及び猫の頭数については、都道府県等で行う集計が終了していないことから、答弁することは困難である。

二について

都道府県等が引き取った犬及び猫の殺処分に必要な費用については、都道府県等において、同費用のみを区分して把握していないため、答弁することができない。また、都道府県等が法に基づき行った犬及び猫の引取りに係る経費については、国は補助を行っていない。

地方公共団体が動物の愛護と適正な飼養に関し、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めることは、広く国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、飼養に係る動物の終生飼養につながるなどその適正な飼養に資するとともに、都道府県等による犬及び猫の引取数の減少にもつながるものであると考えている。

三について

いわゆる集合住宅等における動物の飼養の可否については、当該集合住宅等の規約等において自主的に決められるものであると考えている。

四について

都道府県等に対し、動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員の数並びにこれら職員のうち法第十七条に規定する動物愛護管理員等の職名を有する動物愛護担当職員（以下「愛護担当職員」という。）に該当する職員の数を照会した結果は、別表二のとおりである。

都道府県等においては、動物の愛護及び管理に関する事務の実態に応じて、それぞれ必要な職員を配置しているものと理解している。

五について

地方公共団体においては、法第十七条第二項に基づき、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって愛護担当職員に充てているものと承知している。また、環境省においては、地方公共団体における動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員や愛護担当職員を対象とした講習会の開催等について支援を行っているところであり、今後ともこのような支援を行っていく考えである。

六について

都道府県等に対し、法第二十一条第一項に規定する動物愛護推進員の委嘱の有無及び法第二十二条に規定する協議会の組織化の有無を照会した結果は、別表三のとおりである。

環境省においては、更に多くの都道府県等において、右に述べた動物愛護推進員及び協議会の制度が積極的に活用されることが重要であると考えているところであり、モデル事業の実施等を通じた支援を行っていく考えである。

七について

御指摘のような文章や画像の掲示は、法の目的及び基本原則を損なう行為であり、地方公共団体、民間

団体等と連携しながら、このような行為が行われることのないよう、動物の愛護と適正な飼養に関し、教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めてまいりたい。

別表一

都道府県等	施策の実施状況
北海道	飼養希望者の募集
青森県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
岩手県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
宮城県	譲渡会等の開催及び継続飼養
秋田県	譲渡会等の開催及び継続飼養
山形県	飼養希望者の募集
福島県	飼養希望者の募集
茨城県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
栃木県	譲渡会等の開催及び継続飼養
群馬県	譲渡会等の開催
埼玉県	譲渡会等の開催及び継続飼養
千葉県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
東京都	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
神奈川県	譲渡会等の開催及び継続飼養
新潟県	飼養希望者の募集及び継続飼養

富山県	譲渡会等の開催
石川県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
福井県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
山梨県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
長野県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
岐阜県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
静岡県	譲渡会等の開催及び継続飼養
愛知県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
三重県	飼養希望者の募集
滋賀県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
京都府	譲渡会等の開催及び継続飼養
大阪府	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
兵庫県	譲渡会等の開催及び継続飼養
奈良県	譲渡会等の開催及び継続飼養
和歌山県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
鳥取県	飼養希望者の募集

島根県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
岡山県	飼養希望者の募集及び継続飼養
広島県	譲渡会等の開催及び継続飼養
山口県	譲渡会等の開催及び継続飼養
徳島県	—
香川県	譲渡会等の開催
愛媛県	譲渡会等の開催
高知県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
福岡県	譲渡会等の開催
佐賀県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
長崎県	飼養希望者の募集
熊本県	譲渡会等の開催
大分県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
宮崎県	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
鹿児島県	譲渡会等の開催
沖縄県	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集

大阪市	譲渡会等の開催及び継続飼養
名古屋市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
京都市	飼養希望者の募集
横浜市	譲渡会等の開催、飼養希望者の募集及び継続飼養
神戸市	—
北九州市	譲渡会等の開催及び継続飼養
札幌市	譲渡会等の開催及び継続飼養
川崎市	譲渡会等の開催及び継続飼養
福岡市	譲渡会等の開催及び継続飼養
広島市	譲渡会等の開催
仙台市	譲渡会等の開催及び継続飼養
千葉市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
宇都宮市	—
新潟市	飼養希望者の募集
富山市	飼養希望者の募集
金沢市	飼養希望者の募集

高知市	譲渡会等の開催
福山市	譲渡会等の開催及び継続飼養
豊田市	—
大分市	譲渡会等の開催
長崎市	譲渡会等の開催
和歌山市	飼養希望者の募集
郡山市	—
秋田市	飼養希望者の募集
鹿児島市	飼養希望者の募集
熊本市	飼養希望者の募集及び継続飼養
岡山市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
姫路市	譲渡会等の開催
堺市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
浜松市	—
静岡市	譲渡会等の開催及び継続飼養
岐阜市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集

倉敷市	―
奈良市	―
横須賀市	譲渡会等の開催及び飼養希望者の募集
松山市	飼養希望者の募集
旭川市	譲渡会等の開催
高松市	譲渡会等の開催
豊橋市	譲渡会等の開催及び継続飼養
長野市	飼養希望者の募集
いわき市	飼養希望者の募集
宮崎市	―

(注) 一 都道府県等の実施している施策のうち、主なものを記載した。

二 「譲渡会等の開催」とは、犬及び猫の飼養希望者を発見するための譲渡会等を開催することをいう。

三 「飼養希望者の募集」とは、広報誌、インターネット等により犬及び猫の飼養希望者を募集することをいう。

四 「継続飼養」とは、動物との触れ合いを通じた普及啓発活動に用いるために、引き取った犬及び猫の一部を継続して飼養することをいう。

別表二

都道府県等	動物の愛護及び管理に関する事務を行う職員（うち愛護担当職員に該当する職員）の数 （平成十四年四月一日現在）
北海道	十八人（十七人）
青森県	五十七人（四十四人）
岩手県	四十五人
宮城県	四十七人（三十三人）
秋田県	四十五人（三人）
山形県	二十人
福島県	四十一人（三十一人）
茨城県	十二人
栃木県	三十九人（十八人）
群馬県	二十八人（十一人）
埼玉県	五十九人
千葉県	六十人
東京都	百三十九人（七十人）
神奈川県	三十五人（二十二）

和歌山県	三十五人（二十五人）
奈良県	三十一人
兵庫県	三十九人（三十三人）
大阪府	百九十七人（百八十人）
京都府	四十七人（二十八人）
滋賀県	二十五人（五人）
三重県	十一人（十一人）
愛知県	四十人（四十人）
静岡県	五十八人（五十五人）
岐阜県	七十七人
長野県	八十人
山梨県	二十八人
福井県	四十一人
石川県	十六人
富山県	二十五人（三十四人）
新潟県	九十七人（八人）

鳥取県	二十三人（十五人）
島根県	四十一人
岡山県	三十七人（三十四人）
広島県	十九人（五人）
山口県	七十三人（七十三人）
徳島県	十七人（十七人）
香川県	五十人（十九人）
愛媛県	五十八人（五十五人）
高知県	七十三人（二十人）
福岡県	二十九人（三十七人）
佐賀県	三十七人
長崎県	十二人
熊本県	五十二人（五十二人）
大分県	七十二人（四十三人）
宮崎県	四十二人（三十三人）
鹿児島県	五十五人（五十五人）

富山市	二人
新潟市	九人
宇都宮市	五人
千葉市	十七人(十一人)
仙台市	十二人
広島市	三人
福岡市	二十八人(九人)
川崎市	四十二人(三十八人)
札幌市	四人
北九州市	三十人(二十人)
神戸市	三十二人
横浜市	七十五人(七十五人)
京都市	六十五人
名古屋市	九十二人(九十二人)
大阪市	二百三十一人(七人)
沖縄県	二十八人(二十八人)

福山市	七人 (七人)
豊田市	五人 (五人)
大分市	四人
長崎市	二人
和歌山市	四人 (四人)
郡山市	四人
秋田市	五人
鹿児島市	五人 (五人)
熊本市	五人 (四人)
岡山市	五人 (五人)
姫路市	二人 (二人)
堺市	七人
浜松市	十一人 (五人)
静岡市	五人 (五人)
岐阜市	二人
金沢市	四人

高知市	六人
宮崎市	五人(五人)
いわき市	二十一人(三人)
長野市	五人
豊橋市	十九人(十三人)
高松市	四人(四人)
旭川市	十人
松山市	二人
横須賀市	十三人(十三人)
奈良市	三人
倉敷市	四人(四人)

別表三

動物愛護推進員を委嘱している都道府県等	茨城県、長野県、京都府、兵庫県、愛媛県及び福岡県、横浜市及び神戸市並びに姫路市、長野市及び松山市
協議会を組織している都道府県等	埼玉県、京都府、兵庫県、福岡県及び大分県、神戸市並びに姫路市及び熊本市

(注) この表に記載されていない都道府県等については、動物愛護推進員の委嘱及び協議会の組織化のいずれも行われていない。